

損害賠償及び和解に関する件

平成29年（2017年）5月30日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 事件名

札幌地方裁判所

平成28年（ワ）第1978号 損害賠償請求事件

2 当事者

(1) 原告 札幌市白石区在住者

(2) 被告 札幌市

3 事件の概要

(1) 平成15年9月23日、札幌市立中学校において、原告が、部活動の準備中に体育館のガラス窓及び暗幕を閉めようとしてキャットウォークと呼ばれる通路に登って歩行し、当該通路に設置されたバトン巻上機を避けようとしたところ、当該バトン巻上機の横のガラス窓から誤って転落した。

(2) これにより、原告は、第1及び第2腰椎椎体骨折、外傷性くも膜下出血、脳挫傷、髄膜炎、背部術後^{はんこん}癒痕、第2腰椎・第3腰椎化膿性脊椎炎及び第2腰椎骨折術後感染の各傷害を負い、計145日の入院治療及び計57日の通院治療を行うとともに、胸腰椎^{こうわん}後彎変形及び右大腿のしびれにより併合10級相当の後遺障害を負った。

(3) 平成28年9月28日、原告は、本市を被告として、札幌地方裁判所に対し、損害賠償金3000万7137円及び事故発生日から同月28日までの確定遅延損害金1168万1284円の支払を求める訴訟を提起した。

4 和解の要旨

- (1) 本市は、原告に対し、損害賠償金として金2800万円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、原告に対し、前号の金員を所定の期日までに支払う。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(理 由)

損害賠償請求事件について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。